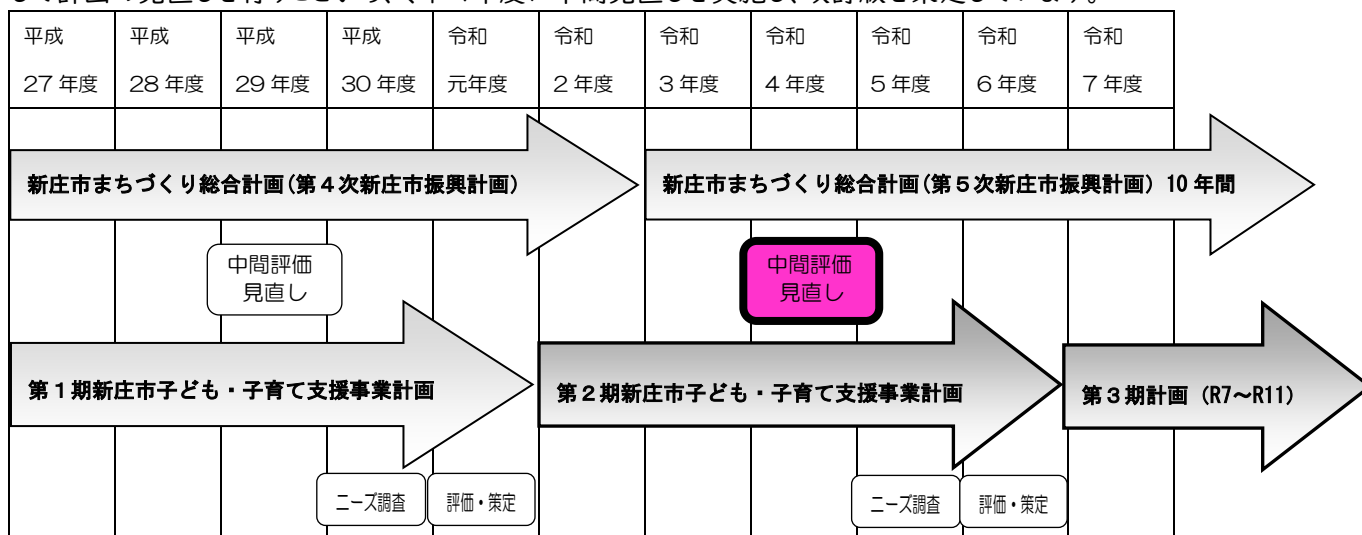


1. 第2期 新庄市子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」です。また、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策を推進する施策を含めるものとします。

本計画は、すべての子育て世帯を対象として、前回計画のこれまでの取り組みの継続性を保ち、「新庄市まちづくり総合計画（第4次新庄市振興計画）」を基本に据え、関連する個別計画との整合を図りながら、新庄市の地域ニーズに合った子育て支援施策の方向性と目標を定め策定しています。本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、社会情勢の変化や本市の実情、保育ニーズの変化等に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行うことから、令和4年度に中間見直しを実施し、改訂版を策定しています。



2. こども家庭庁・市町村こども計画について

令和4年6月に「こども家庭庁設置法」「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日より施行されました。

(1) こども家庭庁について（こども家庭庁設置法第3条第1項）

こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務としています。

(2) こども基本法について

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

(3) こども大綱（こども基本法第9条）について

国は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めなければならない。「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が、こども大綱に一元化され、令和5年12月22日に閣議決定されました。

(4) 都道府県こども計画、市町村こども計画（こども基本法第10条）

都道府県は「こども大綱」を勘案し、「都道府県こども計画」を、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。

◇都道府県・市町村こども計画は、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等と一体のものとして作成することができるとされており、山形県でも令和6年度に策定予定です。